

日本ITソフトウェア企業年金基金の事務について

平成28年6月
(平成28年11月修正版)
日本ITソフトウェア企業年金基金

目次

はじめに

1. 日本ITS企業年金基金の制度	……	3	4. 給付の概要	……	33
(1) 規約			(1) 脱退一時金（加入者期間3年以上10年未満）		
(2) 組織			(2) 脱退一時金（加入者期間10年以上）		
(3) 第1年金と第2年金			(3) 老齢給付金		
(4) 仮想個人勘定残高			(4) 遺族給付金		
			(5) 退職から請求までの流れ		
			(6) 関東ITS厚生年金基金の分配金の「仮交付」について		
2. 適用関係の事務	……	7	5. 福祉事業	……	46
(1) 加入者資格取得届			(1) ライフプランセミナー		
(2) 加入者資格喪失届			(2) その他のセミナー		
(3) 基準給与変更届			(3) 結婚式場の割引利用		
(4) 中断者届・復活者届					
(5) 加入者に関する変更（訂正）届					
(6) データによる届出方法					
(7) 就業規則・退職金規程等の改定					
3. 掛金関係の事務	……	29			
(1) 掛金率と掛金額表					
(2) 調査決定と納入告知					
(3) 口座振替					

はじめに

日本ITソフトウェア企業年金基金（以下、「日本ITS企業年金基金」という。）は、「確定給付企業年金法」（平成13年法律第50号）に基づく企業年金基金です。

平成27年10月1日に「第2年金」の制度のみ先行して設立され、関東ITソフトウェア厚生年金基金（以下、「関東ITS厚生年金基金」という。）の解散認可と同時に新設される「第1年金」を「第2年金」と統合するための規約変更を平成28年7月1日に予定しています。

この資料では、統合後の日本ITS企業年金基金における各種届出や制度の留意点についてご案内します。

◎ 用語説明

加 入 者

厚生年金基金では「加入員」といいましたが、企業年金基金では「加入者」といいます。

実施事業所

基金を構成している事業所のことを厚生年金基金では「設立事業所」といいましたが、企業年金基金では「実施事業所」といいます。

1. 日本ITS企業年金基金の制度

(1) 規 約

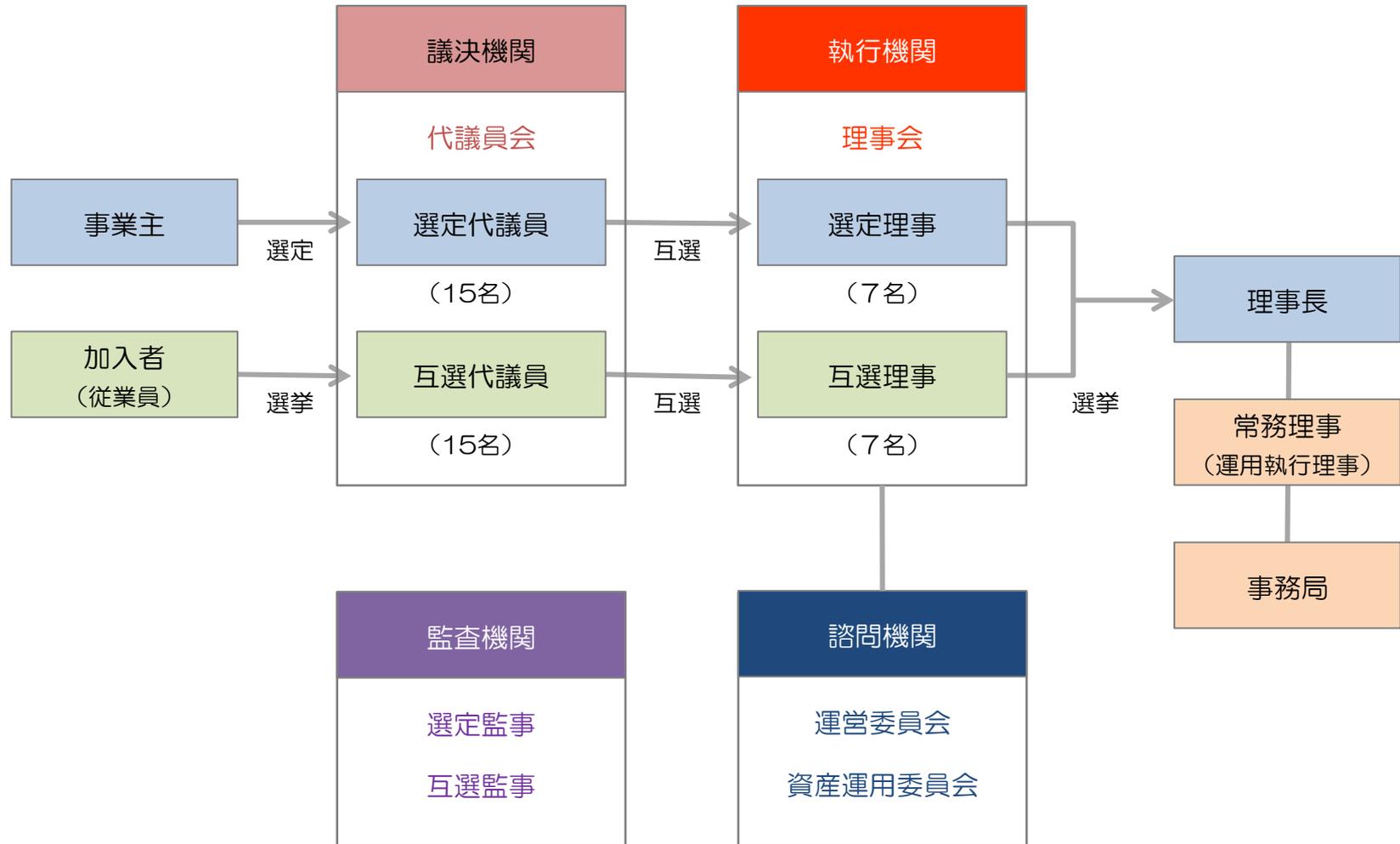
- 当基金は、実施事業所の事業主が「日本ITソフトウェア企業年金基金規約」（以下、「規約」という。）を作成し、厚生労働大臣の承認を受けることによって設立されています。
- 法令の定めによらないところは、規約の定めに従って運営されます。
- 加入者の範囲、第2年金の口数、産休・育休期間中の掛金納付の有無等、事業所ごとにご選択いただいた事項は規約の「別表」に記載されています。

(2) 組 織

- 当基金の最高議決機関である代議員会は、事業主・加入者それぞれの代表である代議員をもって組織されています。
- 代議員会は、通常は年2回、毎年1月と7月に開催されます。規約の変更、実施事業所の減少などの重要事項の決定は、代議員会の議決を経る必要があります。
- 執行機関である理事会は、代議員の互選で選出された理事をもって組織されています。

1. 日本ITS企業年金基金の制度

● 組織図



1. 日本ITS企業年金基金の制度

(3) 第1年金と第2年金

● 第1年金（平成28年7月1日スタート）

標準掛金	第1基準給与（厚生年金の標準報酬月額に準拠） × 1.1%
事務費掛金	第1基準給与（厚生年金の標準報酬月額に準拠） × 0.15%
<ul style="list-style-type: none">・ 関東ITS厚生年金基金の後継制度として設計された制度です。・ 関東ITS厚生年金基金の分配金の移行先となります。	

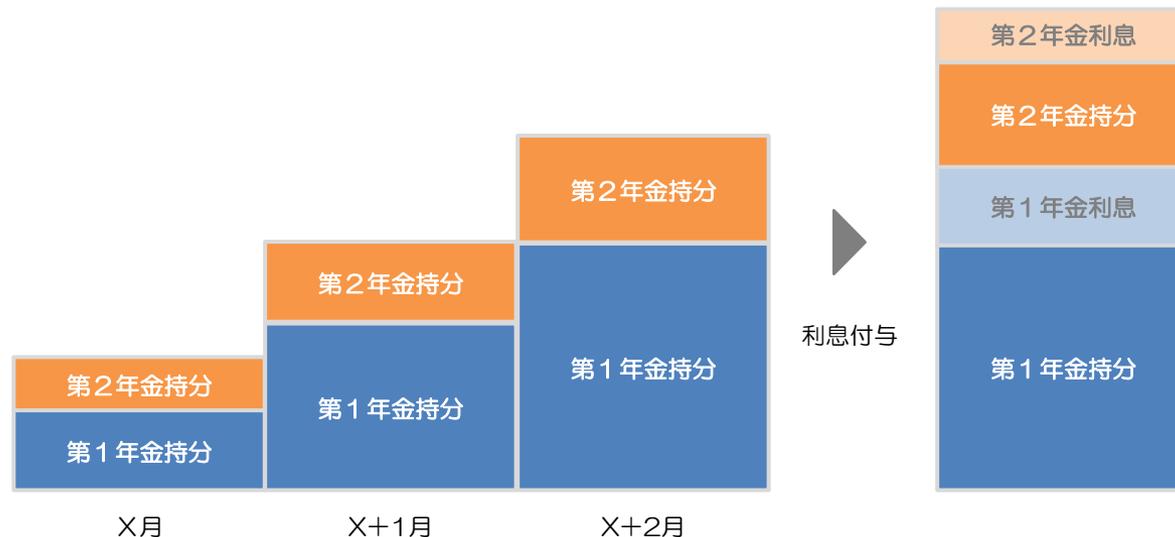
● 第2年金（平成27年10月1日スタート）

標準掛金	□数 × 1,000円（定額コース…1□～30□ / 変額コース…1□～15□）
事務費掛金	□数 × 100円（上限300円）
<ul style="list-style-type: none">・ 関東ITS厚生年金基金から第1年金への制度変更に伴う給付水準の低下を補うために設計された制度です。・ 第1年金に加入している事業所は、第2年金を追加で実施することができます。・ 今後、新規に編入する事業所は、原則として、第2年金のみ実施することになります。	

1. 日本ITS企業年金基金の制度

(4) 仮想個人勘定残高

- 第1年金・第2年金の標準掛金は、加入者ごとの「持分」として「第1仮想個人勘定残高」「第2仮想個人勘定残高」にそれぞれ積み立てられていきます。
- 仮想個人勘定残高には、①加入中・繰下げ中の毎年3月末 ②資格喪失日の前日 ③老齢給付金・遺族給付金の受給権発生時 ④繰下げ終了時 に所定の利息が付与されます。
- 利息の算出に使用される再評価率は、毎年4月、前年1月から12月までの間に係る複合ベンチマーク収益率（当基金の資産の構成割合に基づくもの）から0.5%を控除した率に改定されます。上限は5.0%、下限は0.0%です。



2. 適用関係の事務

当基金に提出する主な届書は、以下のとおりです。

<加入者関係>

届書の種類	届書を提出するとき	資料ページ
加入者資格取得届	従業員を採用したとき 等	P.10～14
加入者資格喪失届	従業員が退職したとき 従業員が死亡したとき 従業員が65歳に到達したとき 等	P.16～20
基準給与変更届	4月1日及び10月1日時点の基準給与が変更になるとき	P.21～22
中断者届	従業員が産休・育休を取得したとき（該当の事業所のみ）	P.23～25
復活者届	従業員が産休・育休を終了したとき（該当の事業所のみ）	
加入者に関する変更（訂正）届	従業員が婚姻等により氏名を変更したとき 資格取得届に記載した氏名・生年月日・性別が誤っていたとき 資格喪失届に記載した住所が誤っていたとき 等	P.26

2. 適用関係の事務

<事業所関係>

届書の種類	届書を提出するとき
事業所名称・所在地変更（訂正）届	事業所の名称・所在地を変更したとき ※登記簿謄本の写し等、変更後の名称・所在地を確認できる資料を添付してください。
事業所関係変更（訂正）届	代表者が交代したとき 事業所の電話番号を変更したとき 代理人を選任（変更）・解任したとき等

2. 適用関係の事務

◎ 用語説明

事業所番号	<p>当基金が事業所ごとに割り振る番号です。原則として、以下のように採番します。</p> <table border="1" data-bbox="397 391 1081 579"><tr><td>第1年金のみ</td><td>10××××</td></tr><tr><td>第2年金のみ</td><td>20××××</td></tr><tr><td>第1年金 + 第2年金</td><td>30××××</td></tr></table> <ul style="list-style-type: none">“XXXX”には、関東ITS厚生年金基金に加入していた事業所はその事業所番号が入ります。 (例) 102864加入していなかった事業所は“3001”から新規に割り振ります。 (例) 20300X	第1年金のみ	10××××	第2年金のみ	20××××	第1年金 + 第2年金	30××××
第1年金のみ	10××××						
第2年金のみ	20××××						
第1年金 + 第2年金	30××××						
加入者番号	<p>当基金が加入者ごとに割り振る番号です。関東ITS厚生年金基金解散時に加入員だった方は、原則として、加入員番号がそのまま加入者番号になります。</p>						
基準給与	<p>毎月の掛金を算出するための基準となる数値です。</p> <p>基準給与1：【第1年金】厚生年金の標準報酬月額</p> <p>基準給与2：【第2年金】□数×1,000円</p> <p>基準給与3：【第2年金】□数×100円（上限300円）</p>						

2. 適用関係の事務

(1) 加入者資格取得届

● 届書を提出するとき

加入者範囲 【全員】	従業員を採用したとき（従業員が厚生年金の被保険者になったとき）
加入者範囲 【限定】	規約別表で規定した「社員等」を採用したとき 従業員の身分を変更し、従業員が「社員等」に該当するようになったとき（例）契約社員→正社員

原則として、「事業所に使用される厚生年金の被保険者のうち、65歳未満の方」は加入者になります。ただし、規約別表で加入者の定義を別に規定した事業所にあつては、加入者の範囲を限定することができます。

「65歳に達するまで加入しても加入者期間が3年に満たない方（＝給付が発生しない方）」は加入者にはなりません。しかし、その方に以前に加入されていた期間があつた場合、通算すると、給付が発生する場合がありますので、資格取得届はご提出ください。加入者にならない場合は、適用除外を通知します。

事業主または従業員ご本人の意思により「加入しない」ことはできません。ご本人には掛金の負担がないことをご説明のうえ、加入者の要件を満たしている場合には、必ず資格取得届をご提出ください。

● 提出期限

事実発生から30日以内

※掛金計算スケジュールにご注意ください。当月分に間に合わなかった場合は、翌月分以降で精算します。

※事実発生から60日以上経過してから提出する場合は、資格取得年月日を確認できる資料を添付してください。

2. 適用関係の事務

● 記入上の留意点

① 加入者番号

新規加入の場合は、空欄で差し支えありません。
事業所間異動等、番号がわかっている場合は、ご記入ください。
※日本ITS企業年金基金では、「加入者証」は発行しません

② 資格取得年月日

【全員】 厚生年金の資格取得年月日
【限定】 「社員等」になった日

制度区分		委託者番号					事業所番号												
基金型	非約型	0	0	0	8	0	0	5	3	0	9	8	7	6					
保険証の番号	加入者番号	氏名		生年月日			性別	資格取得年月日											
21	①	カナ	キニン	ハナコ	年	月	日	男	年	月	日								
		(氏)	基金	(名)	花子	0	4	0	1	2	3	女	2	8	1	0	0	1	
新規加入の場合は、空欄で差し支えありません。		標準給与1 (第1年全・標準報酬月額)		標準給与2 (第2年全・口数×1000円)		標準給与3 (第2年全・口数×100円 上限300円)		取 扱 事 由											
		2	2	0	0	0	0	5	0	0	0	3	0	0	事業所間異動	新規加入者	再加入者	加入者が明らかであった者	設立補入
		基礎年金番号					備 考												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	⑧							

③ 基礎年金番号

- ・20歳未満の従業員を採用したとき、入国と同時に厚生年金に加入する外国籍の従業員を採用したとき等、年金手帳の基礎年金番号がわからない場合は、空欄で差し支えありません。
- ・当基金における事務処理が完了したのち、資格取得確認通知書とともに「基礎年金番号届」の用紙を送付します。日本年金機構から送付される確認通知書等で基礎年金番号が判明したのち、ご提出ください。

2. 適用関係の事務

④ 基準給与1（第1年金加入事業所のみ）

厚生年金の標準報酬月額

- 上限：620,000円
- 下限：98,000円
（平成28年10月～88,000円）

※「報酬月額」を記入する欄ではありませんので、
ご注意ください。

（例）報酬月額210,000円
→標準報酬月額220千円
→「220000」と記入

⑤ 基準給与2（第2年金加入事業所のみ）

□数×1,000円

⑥ 基準給与3（第2年金加入事業所のみ）

□数×100円（上限300円）

⑦ 取得事由

再加入かどうか判断できない場合は、
空欄で差し支えありません。

⑧ 備考

- 62歳以上の場合は、「62歳以上」と記入
- 事業所間異動の場合は、
「転籍元の事業所番号・事業所名称」を記入

2. 適用関係の事務

- 他の企業年金制度の一時金相当額等の受け入れ

他の企業年金制度を中途脱退したことによる一時金相当額や、企業年金連合会に一時金等を移換したことによる積立金を当基金の仮想個人勘定残高に移換することができます。加入者となる方ご本人に移換が可能であることを説明し、ご希望があった場合は、当基金にご連絡ください。

制度の種類	移換申出期限	必要な手続
存続厚生年金基金の脱退一時金	資格喪失日から1年以内	当基金作成の「移換申出書」をご本人が移換元の制度に提出
確定給付企業年金の脱退一時金		
企業年金連合会の積立金	当基金の資格取得日から3ヶ月以内	「移換申出書」をご本人が当基金に提出

なお、法令上、確定拠出年金からの受け入れはできません。

(平成28年5月に改正法が成立し、公布の日から2年以内に施行予定です。)

- 60歳以上の加入者が退職して1日も空くことなく同じ事業所で再雇用される場合（同日得喪）

資格喪失届と資格取得届を同日付で作成し、同時に提出することにより4月または10月を待つことなく基準給与を変更することができます。詳しくは、資格喪失届の項をご参照ください。

2. 適用関係の事務

- 複数の事業所に同時に勤務している加入者

実施事業所と実施事業所以外の事業所に同時に勤務している場合

実施事業所で加入者になります。健康保険や厚生年金では実施事業所以外の事業所を選択した場合でも同様です。第1年金加入事業所の基準給与1には、実施事業所のみ報酬月額に基づく標準報酬月額をご記入ください。

複数の実施事業所に同時に勤務している場合

ご本人が「二以上事業所勤務届」を当基金に提出することにより実施事業所の1つを選択し、加入者になります。

第1年金加入事業所の基準給与1には、選択した事業所のみ報酬月額に基づく標準報酬月額をご記入ください。
(合計する必要はありません)

第2年金加入事業所の基準給与2及び基準給与3には、選択した事業所の口数に基づく金額をご記入ください。
(口数を合計する必要はありません)

2. 適用関係の事務

● 基礎年金番号届

確定給付企業年金では、中途脱退者に関する事務等のために基礎年金番号を管理する必要があります。資格取得届を提出した際には不明だった基礎年金番号が日本年金機構の確認通知書等により判明した場合は、「基礎年金番号届」を当基金にご提出ください。用紙は該当者がいた場合に当基金の確認通知書とともに送付します。

車 → 委 (委託者別)		加入員(者)の基礎年金番号届										注 添 日 付 印 資格理事 事務長 部長 課長 係長 係員					
制度区分		委託者番号		事業所番号						頁 番 号							
厚生年金 国民年金 旧厚生年金		8005															
技 術 科 目	加入員(者)番号	種 別 (性別)		基 礎 年 金 番 号						資 格 取 得 日				備 考 (氏 名 等)			
		男	女	年	月	日	年	月	日	年	月	日	氏 名	等			
01																	
02																	
03																	
04																	
05																	
06																	
07																	
08																	
09																	
10																	

(記入上の注意)
ア、種別欄は該当する種別を○印で囲んでください。
坑：坑内員
イ、資格取得日の年号には、該当する年号を○印で囲んでください。

事業所の所在地
事業所の名称
事業主の氏名
電 話

平成 年 月 日 提出 受付日付印
上記の通り受理しましたので報告します。
平成 年 月 日
基金名・委託者名 日本ITソフトウェア企業年金基金
理事長名・代表者名

U12052 1/3

2. 適用関係の事務

(2) 加入者資格喪失届

● 届書を提出するとき

加入者範囲 【全員】【限定】 共通	従業員が退職したとき 従業員が厚生年金の被保険者ではなくなったとき 従業員が死亡したとき 従業員が65歳に達したとき
加入者範囲 【限定】	従業員の身分を変更し、従業員が「社員等」に該当しなくなったとき [例] 正社員→契約社員、正社員→嘱託、正社員→役員

65歳に達する加入者がいる事業所には、65歳の誕生日の前日が属する月の初めに用紙を送付します。

● 提出期限

事実発生から30日以内

※掛金計算スケジュールにご注意ください。当月分に間に合わなかった場合は、翌月分以降で精算します。

※事実発生から60日以上経過してから提出する場合は、資格喪失年月日を確認できる資料を添付してください。

2. 適用関係の事務

● 記入上の留意点

① 加入者番号

資格取得届を提出したばかりで、加入者番号がわからない場合は、空欄で差し支えありません。

② 資格喪失年月日

【喪失事由と資格喪失年月日の記入内容】

- ◆退職・死亡の場合 ⇒ 「翌日」
- ◆転籍の場合 ⇒ 「当日」
- ◆65歳到達 ⇒ 「65歳の誕生日の前日」

制度区分 加給型	資格者番号 0008005	事業所番号 309876	定年退職後、1日も空くことなく同じ事業所で再雇用される場合は、「04(再加入明らか)」をご記入ください。		喪失事由 01:事業所間異動 02:定年 03:死亡 04:再加入明らか(再雇用等) 05:会社都合 06:自己都合 07:懲戒 08:その他 09:役員兼任	
保険料の番号 16	加入者番号 ① 234567	氏名 カネ ヒロシ 太郎	生年月日 平成 29 年 04 月 01 日 ②	資格喪失日 ③	喪失事由 ④	備考(喪失事由の補足) 3/31 65歳到達 転籍 その他
備考(傷病等先など) ⑤	別居番号 1070052	住所 ⑥ ミナトアサカ 6-4-2 アサカMSEビル3階 港区赤坂6-4-2 赤坂MSEビル3階	住所のフリガナは、地番の数字、建物の名称などもご記入が必要です。		記入例) ミナトアサカ 6-4-2 港区赤坂 6-4-2	

③ 喪失事由

- 04：再加入明らか … 60歳以上の加入者が退職して1日も空くことなく再雇用された場合（後述）等
- 07：懲戒 … 懲戒免職等による給付の制限を行う場合（後述）
- 08：その他 … 定年・自己都合・会社都合以外の退職（契約満了等）
65歳到達
当基金に加入していない事業所への転籍
身分変更に伴う「社員等」不該当
勤務時間短縮による厚生年金の被保険者資格の喪失 等

※喪失事由が「01：事業所間異動」「04：再加入明らか」の場合は、**ご本人に給付のご案内を送付しません**

2. 適用関係の事務

④ 備考（喪失事由の補足）

喪失事由が「退職か退職以外か」によって当基金から受けられる給付の内容や一時金の所得の区分が異なります。目安は次のとおりです。

i) 使用関係が継続するか	<p>次のような事例は使用関係が継続しており、「退職以外」になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当基金に加入していない事業所への転籍 ・身分変更に伴う「社員等」不該当 ・勤務時間減少に伴う厚生年金の被保険者資格の喪失
ii) 退職所得が発生するか	<p>i) で挙げたような事例でも、会社から退職一時金を支給する等、退職所得が発生する場合は、「退職」になります。</p>

喪失事由に記入したコードだけでは「退職か退職以外か」が判別できないケースのために記入する欄です。

01：事業所間異動	「 <input type="checkbox"/> 転籍」にチェック
02：定年	「 <input type="checkbox"/> 退職」にチェック
05：会社都合	
06：自己都合	
07：懲戒	
08：その他 のうち「退職」（契約満了等）	
03：死亡	「 <input type="checkbox"/> 死亡」にチェック
04：再加入明らか	「 <input type="checkbox"/> その他」にチェック （ ）内に「同日得喪」と記入
08：その他 のうち「退職以外」（65歳到達）	「 <input type="checkbox"/> 65歳到達」にチェック
08：その他 のうち「退職以外」（非加入事業所への転籍）	「 <input type="checkbox"/> 転籍」にチェック
08：その他 のうち「退職以外」（身分変更 勤務時間減少等）	「 <input type="checkbox"/> その他」にチェック （ ）内に詳細を記入
09：役員就任（役員が「社員等」に含まれていない場合）	「 <input type="checkbox"/> その他」にチェック （ ）内に「正社員→役員」と記入

2. 適用関係の事務

⑤ 備考（転籍先など）

- ・転籍の場合 … 転籍先の（事業所番号・）事業所名称
- ・事業譲渡の場合 … 転籍先の（事業所番号・）事業所名称に加えて「事業譲渡」
- ・会社分割の場合 … 転籍先の（事業所番号・）事業所名称に加えて「会社分割」

※合併・事業譲渡・会社分割に伴い、当基金に加入していない事業所に異動・転籍することで資格を喪失する加入者がいる場合は、所定の特別掛金の納付が必要になりますので、事前に事務局にご相談ください。

制度区分	登録番号	事業所番号	氏名		生年月日(西暦日の翌日)	性別	備考(喪失事由の補足)	
制度区分 0008005	登録番号 309876	事業所番号 0008005	姓 日本	名 太郎	平成 290401	男	備考(喪失事由の補足) <input checked="" type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 死亡 3/31 <input type="checkbox"/> 65歳到達 <input type="checkbox"/> 転籍 <input type="checkbox"/> その他()	
備考(転籍先など) ⑤	別居番号 1070052	住所 港区赤坂6-4-2 赤坂MSビル3階	住所のフリガナは、地番の数字、建物の名称などご記入が必要です。					

定年退職後、1日も空くことなく同じ事業所で再雇用される場合は、「04(再加入明らかな)」をご記入ください。

喪失事由
01:事業所異動(自加入の事業所へ) 02:定年 03:死亡 04:再加入明らかな(再雇用) 05:会社都合 06:自己都合 07:喪失 08:その他 09:役員兼任

⑥

(記入例) ミナトクアサカ 6-4-2 港区赤坂 6-4-2

⑥ 住所

- ・都道府県の記載は省略できます。
- ・フリガナは、地番の数字、建物名、部屋番号まで記入。英数字も使用できます。

2. 適用関係の事務

- 60歳以上の加入者が退職して1日も空くことなく同じ事業所で再雇用される場合（同日得喪）

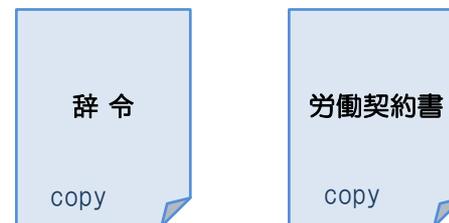
資格喪失届と資格取得届を同日付で作成し、同時に提出することにより4月または10月を待つことなく基準給与を変更することができます。基準給与が変更にならない場合は、ご提出の必要はありません。

次の添付書類が必要です。

〈退職日が確認できる資料 をいずれか1点〉



〈再雇用された日が確認できる資料 をいずれか1点〉



原則として、喪失事由は「O4：再加入明らか」、取得事由は「再加入が明らかであった者」として届書をご作成ください。再雇用前の期間と再雇用後の期間を通算し、再雇用後の契約期間満了による資格喪失後に給付のご案内を送付します。

- 懲戒免職等による給付の制限を行う場合

加入者が次のいずれかの理由により退職した場合は、給付の全部または一部を行わないことができます。

- ① 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと。
- ② 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。
- ③ 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと。

給付の制限をご希望の場合は、必要な添付書類等をご案内しますので、事前に事務局にご相談ください。

※納付した掛金を事業主に返還する制度ではありませんので、ご注意ください。

2. 適用関係の事務

(3) 基準給与変更届

- 届書を提出するとき

第1年金 【共通】	11月～4月の随時改定（月変）により 4月1日時点の標準報酬月額が従前と変更になっているとき 定時決定（算定）または5月～10月の随時改定（月変）により 10月1日時点の標準報酬月額が従前と変更になっているとき
第2年金 【変額コース】	規約別表第2で口数を決定するための状態を規定した事業所において 4月1日・10月1日時点の状態が従前と変更になっているとき

※変更がない加入者については届出不要です。

※第2年金の定額コースから変額コースへの変更や、変額コースにおける規約別表第2の変更には「規約変更」の手続きが必要です。「基準給与変更届」のご提出だけでは変更できませんので、事務局にご相談ください。

2. 適用関係の事務

● 記入上の留意点

① 変更年月日

「XX0401」または「XX1001」

制度区分		委託者番号					事業所番号					変更年月日														
基金型	規約型	0	0	0	8	0	0	5	3	0	9	8	7	6	[XX年04月01日]または[XX年10月01日]											
保険証の番号	加入者番号						氏名		変更年月日					備考												
16				2	3	4	5	6	7	カナ (氏)	ニホン 日本	(名)	タロウ 太郎	平成	2	8	1	0	0	1						
基準給与1(第1年金・報酬月額)		基準給与2(第2年金・口数×1000円)		基準給与3(第3年金・口数×100円 上限300円)		生		年		月		日														
3		0		0		0		0		0		0		昭和	6		3		1		0		0		5	
														平成												

② 基準給与1・基準給与2・基準給与3

変更する項目のみご記入ください

2. 適用関係の事務

(4) 中断者届・復活者届

● 届書を提出するとき

【該当の事業所のみ】	<p>中断者届 従業員が産前産後休業、育児休業または育児休業に準ずる休業（子の3歳の誕生日の前日まで）を取得したとき</p> <p>復活者届 従業員が産前産後休業、育児休業または育児休業に準ずる休業（子の3歳の誕生日の前日まで）を終了したとき</p>
------------	---

産休・育休期間中の標準掛金を「納付しない」ことを選択した事業所のみ届出が必要です。

※納付が不要な掛金は標準掛金のみです。事務費掛金は納付が必要です。

標準掛金を納付していない期間は、加入者期間には算入されますが、仮想個人勘定残高の持分は増えません。

※関東ITS厚生年金基金では、産休・育休中も加算標準掛金は納付が必要であり、加算部分の給付に反映していました。

健康保険・厚生年金の産休・育休関係の届出と異なる点は次のとおりですので、ご注意ください。

- ①産休終了と同時に育休を開始する場合 及び 育休を延長する場合の「中断者届」の提出は不要
- ②予定どおり産休・育休を終了する場合でも「復活者届」の提出が必要（終了予定日の登録ができないため）

2. 適用関係の事務

● 記入上の留意点 < 中断者届 >

① 中断年月日

産休・育休を取得した日

事→委
(委託者控)

決裁日 付印					
頁番号					

中断者届
(平成 年 月 日 提出)

制度区分	委託者番号				事業所番号									
DB 基金型	DB 規約型	0	0	0	8	0	0	5	3	0	9	8	7	6

(記入上の注意)
合計は事業所毎の
人数を最初の頁に
記入。

加入者番号				氏名				中断年月日						
				カナ (氏)	キキン 基金	(名)	ハナコ 花子	平成	2	8	1	1	0	5
基準給与 1				基準給与 2				基準給与 3						

出産予定日 H28.12.16
H28.11.05 産休開始

③ 記入例

② 基準給与1・基準給与2・基準給与3

ご記入は不要です。

③ 余白

出産（予定）日および産休・育休を取得した日をご記入ください。

2. 適用関係の事務

● 記入上の留意点 <復活者届>

事→委
(委託者控)

復活者届
(平成 年 月 日 提出)

制度区分	委託者番号	事業所番号
DB 基金型	0008005	309876
DB 規約型		

(記入上の注意)
合計は事業所毎の
人数を最初の頁に
記入。

加入者番号	カナ (氏)	氏名	復活年月日
345678	カントウ 関東	アイ 愛	平成 28 年 12 月 21 日
基準給 1	基準給 2	基準給 3	

① 復活年月日

産休・育休を終了した日の翌日
(復職による終了の場合は復職の当日)

決裁日 付印					
頁番号					

② 基準給与1・基準給与2・基準給与3

産休・育休の開始前の基準給与と比べて変更がある
場合はご記入ください。

③ 余白

子の生年月日及び産休・育休を終了した日(当日)をご記入ください。

子の生年月日 H27.12.21
H28.12.20 育休終了

③ 記入例

2. 適用関係の事務

(5) 加入者に関する変更（訂正）届

● 届書を提出するとき

従業員が婚姻等で氏名を変更したとき

資格取得届に記載した氏名・生年月日・性別・基礎年金番号・取得事由を訂正するとき

資格喪失届に記載した住所・喪失事由を訂正するとき

当基金では加入中の加入者の住所データを管理していませんので、住所“変更”届のご提出は不要です。
資格喪失届に記載した住所が誤っていた場合には、「住所訂正」の項目を使用し、訂正届をご提出ください。

資格取得年月日・資格喪失年月日・基準給与を訂正するとき、資格取得・資格喪失・基準給与変更を取消するときは、別の届出用紙をご用意していますので、事務局にご連絡ください。

● 記入上の留意点 〈従業員が婚姻等で氏名を変更したとき〉

制度区分	委託者番号		事業所番号		保険証の番号	加入者氏名									
D6 標準型	0	0	0	8	0	0	5	3	0	9	8	7	6	13	青山 七子

※氏名の変更・訂正の場合、[加入者氏名]欄に変更(訂正)後の氏名をご記入ください。
※婚姻などによる氏名の変更は、2段目の「氏名変更(婚姻など)」欄に変更の内容をご記入ください。

異動種類	加入者番号		適用年月日等		訂正項目	変更(訂正)前の内容		変更(訂正)後の内容	
			資格取得年月日			カナ氏名	(氏)	(氏)	(氏)
氏名訂正 (資格取得時) ※届出票りを訂正するとき			平成		カナ氏名	(氏)	(氏)	(氏)	(氏)
			漢字氏名			(氏)	(氏)	(氏)	(氏)
氏名変更 (婚姻など) ※略称が未定	1 3 5 7 9 1		氏名変更年月日		カナ氏名	(氏)	アカサカ	(氏)	ナナコ
			平成 2 8 1 1 1 1 6			(氏)	ナナコ	(氏)	アオヤマ
			生年月日		漢字氏名	(氏)	赤坂	(氏)	七子
			昭和 0 1 0 2 2 1			(氏)	七子	(氏)	青山

2. 適用関係の事務

(6) データによる届出方法

- 資格取得届・資格喪失届・基準給与変更届・基礎年金番号届については、当基金指定のデータレイアウトに従って“Excel”または“CSV”形式でご提出いただくことができます。
- データレイアウトは、当基金のホームページからダウンロードすることができます。
- 作成したデータは、FD、CDまたはDVDに収録し、「データ形式届書総括票」をあわせてご提出ください。総括票の様式も当基金のホームページにご用意しています。
- データに入力できない留意点（転籍元・転籍先の事業所番号・事業所名称、喪失事由が「08：その他」の場合の補足等）がある場合は、総括票の備考欄に記入するか、または任意の書式の別紙を添付してください。



2. 適用関係の事務

(7) 就業規則・退職金規程等の改定

- 就業規則・退職金規程等に「関東ITソフトウェア厚生年金基金」からの給付を退職金の全部または一部とする旨の規定がある場合、これを「日本ITソフトウェア企業年金基金」に変更する必要があります。
- 加入者の範囲を限定している事業所、第2年金の変額コースで口数の条件に職位等を採用している事業所等、当基金の規約で就業規則・退職金規程等を引用している事業所においては、引用している部分を変更する場合、規約も変更する必要があります。
- 規約変更の内容によっては、給付減額該当の有無、財政再計算の必要の有無等を検討したうえ、変更予定日の2ヶ月前までに厚生労働省に規約変更の認可申請を行う必要がありますので、お早めにご相談ください。着手が遅くなった場合、ご希望どおりの時期には変更できなくなる可能性があります。
- 変更の内容が第2年金の口数の変更である場合、実際に変更する時期は、変更後、最初に到来する4月または10月になります。
- なお、規約に引用していない規定についても、規約に引用している規定と整合性が取れるよう適宜ご修正ください。

3. 掛金関係の事務

(1) 掛金率と掛金額表

当基金の掛金は、全額事業主負担です。

● 第1年金（平成28年7月1日スタート）

標準掛金	第1基準給与（厚生年金の標準報酬月額に準拠） × 1.1%
事務費掛金	第1基準給与（厚生年金の標準報酬月額に準拠） × 0.15%

● 第2年金（平成27年10月1日スタート）

標準掛金	□数 × 1,000円（定額コース…1□～30□ / 変額コース…1□～15□）
事務費掛金	□数 × 100円（上限300円）

3. 掛金関係の事務

● 第1年金掛金額表（平成28年10月1日適用）

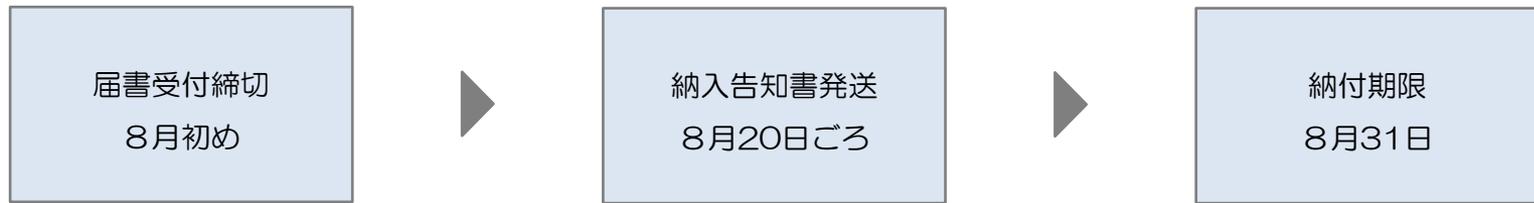
等級	報酬月額（円）		第1基準給与 （千円）	標準掛金	事務費掛金
	以上	未満		11/1000	1.5/1000
1		93,000	88	968	132
2	93,000	101,000	98	1,078	147
3	101,000	107,000	104	1,144	156
4	107,000	114,000	110	1,210	165
5	114,000	122,000	118	1,298	177
6	122,000	130,000	126	1,386	189
7	130,000	138,000	134	1,474	201
8	138,000	146,000	142	1,562	213
9	146,000	155,000	150	1,650	225
10	155,000	165,000	160	1,760	240
11	165,000	175,000	170	1,870	255
12	175,000	185,000	180	1,980	270
13	185,000	195,000	190	2,090	285
14	195,000	210,000	200	2,200	300
15	210,000	230,000	220	2,420	330
16	230,000	250,000	240	2,640	360
17	250,000	270,000	260	2,860	390
18	270,000	290,000	280	3,080	420
19	290,000	310,000	300	3,300	450
20	310,000	330,000	320	3,520	480
21	330,000	350,000	340	3,740	510
22	350,000	370,000	360	3,960	540
23	370,000	395,000	380	4,180	570
24	395,000	425,000	410	4,510	615
25	425,000	455,000	440	4,840	660
26	455,000	485,000	470	5,170	705
27	485,000	515,000	500	5,500	750
28	515,000	545,000	530	5,830	795
29	545,000	575,000	560	6,160	840
30	575,000	605,000	590	6,490	885
31	605,000		620	6,820	930

3. 掛金関係の事務

(2) 調査決定と納入告知

- X月分の掛金は、翌月（X+1月）初めごろまでに提出された届書に基づいて決定し、翌月20日ごろに納入告知書を発送します。納付期限は翌月末日（末日が金融機関の休業日である場合は翌営業日）です。

（例）平成28年7月分の場合



- 納入告知書には次の資料を同封します。

掛金増減計算書	加入者の人数、基準給与の総額が記載されています。
掛金異動明細表	掛金に異動があった加入者の加入者番号、氏名、異動原因コードが記載されています。

3. 掛金関係の事務

(3) □座振替

- 当基金の掛金は、原則として、□座振替で納付していただきます。
- 当基金では、□座振替による収納業務を「三菱UFJファクター株式会社」に委託しており、同社が事業所ご指定の□座より納付期限（毎月末日）に掛金の振替をします。
- ご利用いただける□座は、「ワイドネット提携金融機関一覧」でご確認いただけます。

＝「ワイドネット」ホームページ＝

<http://www.muf.bk.mufg.jp/collect/wide/index.html>

の「提携金融機関一覧」でPDFファイルをダウンロードできます。



- ご指定の□座を変更するときは、「預金□座振替依頼書」を当基金にご提出ください。
- 万が一、□座振替ができなかった場合は、振替不能の確認後、当基金より納付書を送付しますので、現金で納付してください。再振替はできません。
 - ◆ 納付書をご持参のうえ、当基金指定の金融機関の窓口で納付する場合は、手数料のご負担はありません。
 - ◆ 次の場合は手数料をご負担いただきます。
 - ・当基金が契約していない金融機関で納付した場合
 - ・納付書を窓口を持参せず、ATMやオンラインで振込した場合

4. 給付の概要

- 当基金には、「脱退一時金」「老齢給付金」「遺族給付金」の3種類の給付があります。
- 加入者期間
 - ◆ 資格取得日が属する月から資格喪失日が属する月の前月まで。同月得喪は0月になります。
 - ◆ 関東ITS厚生年金基金の分配金等、他の企業年金制度から分配金や一時金相当額等を持ち込んだ場合は、その期間を通算し、「加入者期間3年以上」は「加入者期間1ヶ月以上」に読み替えます。
- 加入者期間3年以上10年未満の資格喪失者は、「脱退一時金」が受けられます。
- 加入者期間10年以上の資格喪失者が受けられる給付の種類は、下表のとおりです。

喪失事由	喪失時年齢	給付の種類	
退職	50歳未満	脱退一時金	→ 老齢給付金 60歳到達
	50歳以上	老齢給付金	
65歳到達	65歳		
退職以外	60歳未満	脱退一時金	→ 老齢給付金 60歳到達
	60歳以上 65歳未満	脱退一時金	→ 老齢給付金 65歳到達

4. 給付の概要

(1) 脱退一時金（加入者期間3年以上10年未満）

● 受給権者

- ◆ 加入者期間3年以上10年未満で資格を喪失した方

● 一時金額

- ◆ 第1年金の仮想個人勘定残高 + 第2年金の仮想個人勘定残高

※ 仮想個人勘定残高に100円未満の端数がある場合は100円に切り上げます。

※ 加入者期間の全期間が産休・育休中で基準給与が0円の場合、仮想個人勘定残高は100円とします。

● 繰下げ

- ◆ 喪失事由が「65歳到達」「身分変更等」の場合は、退職日まで支給の繰下げを申し出ることができます。

- ◆ 繰下げ中は所定の利息が付与されます。

また、退職時に一時金を請求することにより所得の区分を一時所得ではなく退職所得にすることができます。

4. 給付の概要

● ポータビリティ制度

加入者期間3年以上10年未満の資格喪失者のことを「中途脱退者」といいます。
中途脱退者は一時金相当額を他の企業年金制度に持ち運ぶこと（移換）ができます。

◆ 企業年金連合会

- ・ 移換可能な中途脱退者 … 全ての中途脱退者
- ・ 移換申出期限 … 資格喪失から1年以内

- ◆ 存続厚生年金基金
- ◆ 確定給付企業年金
- ◆ 企業型確定拠出年金（401K）

- ・ 移換可能な中途脱退者

再就職先に企業年金制度があること

存続厚生年金基金・確定給付企業年金については、
規約に受け入れを可能とする規定がある場合に限る

- ・ 移換申出期限

資格喪失から1年以内

移換先が存続厚生年金基金の場合は資格喪失から1年以内
と新制度加入から3ヶ月以内 のいずれか早いほう

◆ 個人型確定拠出年金（401K）

- ・ 移換可能な中途脱退者

個人型確定拠出年金の加入者 ※平成29年1月から対象拡大

- ・ 移換申出期限

資格喪失から1年以内

〈移換申出期限の例〉



4. 給付の概要

(2) 脱退一時金（加入者期間10年以上）

● 受給権者

- ① 加入者期間10年以上で退職により資格を喪失した資格喪失時の年齢が50歳未満の方
- ② 加入者期間10年以上で退職・死亡・65歳到達以外の事由により資格を喪失した方

● 一時金額

◆ 第1年金の仮想個人勘定残高 + 第2年金の仮想個人勘定残高

※ 仮想個人勘定残高に100円未満の端数がある場合は100円に切り上げます。

※ 加入者期間の全期間が産休・育休中で基準給与が0円の場合、仮想個人勘定残高は100円とします。

● 繰下げ

◆ 喪失事由が「退職」の場合（①の場合）は60歳に達するまで、「身分変更等」の場合は退職日まで、支給の繰下げを申し出ることができます。

◆ 繰下げ中は所定の利息が付与されます。

また、喪失事由が退職以外の場合は、退職時に一時金を請求することにより所得の区分を一時所得ではなく退職所得にすることができます。

◆ 喪失事由が事業所の任意脱退、事業所の非実施事業所との合併または非実施事業所への事業譲渡・会社分割の場合は、支給の繰下げを申し出ることができません。

4. 給付の概要

● 支給割合の選択

- ◆ 脱退一時金（加入者期間10年以上）は、50%について一時金で受け、残る50%について繰下げを申し出ることができます。

● 老齢給付金の受給権発生

- ◆ 脱退一時金（加入者期間10年以上）の受給権者が100%分の一時金を受けことなく一定年齢に達すると、老齢給付金の受給権が発生し、年金としても受けられるようになります。

① 加入者期間10年以上で退職により資格を喪失した資格喪失時の年齢が50歳未満の方

⇒60歳（老齢給付金として65歳まで繰下げ可）

② 加入者期間10年以上で退職・死亡・65歳到達以外の事由により資格を喪失した方

[喪失時年齢が60歳未満の場合] ⇒60歳（老齢給付金として65歳まで繰下げ可）

[喪失時年齢が60歳以上65歳未満の場合] ⇒65歳

4. 給付の概要

(3) 老齢給付金

老齢給付金は、一時金として受けるか年金として受けるか選択することができます。

● 受給権者

- ① 加入者期間10年以上で退職により資格を喪失した資格喪失時の年齢が50歳以上の方
- ② 加入者期間10年以上で65歳到達により資格を喪失した方
- ③ ①・②に該当しない加入者期間10年以上の資格喪失者のうち、100%分の一時金を受けないことと一定年齢に達した方

● 選択一時金（支給開始前）

◆ 第1年金の仮想個人勘定残高 + 第2年金の仮想個人勘定残高

※ 仮想個人勘定残高に100円未満の端数がある場合は100円に切り上げます。

※ 加入者期間の全期間が産休・育休中で基準給与が0円の場合、仮想個人勘定残高は100円とします。

● 支給割合の選択

◆ 老齢給付金は、50%について一時金で受け、残る50%について年金で受ける（または繰下げを申し出る）ことができます。

◆ 繰下げを申し出た50%について繰下げを終了し、再び一時金で受けることもできます。

◆ ただし、脱退一時金の50%を一時金で受けた者の残る50%については支給割合を選択することはできません。

4. 給付の概要

● 繰下げ

◆ 下表に該当する方は支給の繰下げを申し出ることができます。

喪失事由	受給権発生	いつまで
50歳未満で退職	60歳	65歳到達
50歳以上で退職	資格喪失時	65歳到達
60歳未満で身分変更等	60歳	65歳到達または退職日の遅いほう (退職日が65歳以上の場合は退職日または70歳到達の早いほう)
60歳以上で身分変更等	65歳	退職日または70歳到達の早いほう
60歳未満で任意脱退等	60歳	65歳到達
65歳到達	65歳	退職日または70歳到達の早いほう

◆ 繰下げ中は所定の利息が付与されます。

また、喪失事由が退職以外の場合は、退職時に一時金を請求することにより所得の区分を一時所得ではなく退職所得にすることができます。

● 年金額

◆ 第1年金の仮想個人勘定残高 ÷ 選択した年金の種類に応じた現価率
+
第2年金の仮想個人勘定残高 ÷ 選択した年金の種類に応じた現価率

※ 第1・第2それぞれの年金額に100円未満の端数がある場合は100円に切り上げます。

※ 加入者期間の全期間が産休・育休中で基準給与が0円の場合、仮想個人勘定残高は100円とします。

4. 給付の概要

● 年金の種類と現価率

年金の種類	現価率
5年確定年金	4.6940
10年確定年金	8.8428
15年確定年金	12.5097
20年確定年金	15.7508

20年保証 終身年金	年金支給開始時の 年齢に応じた所定の率	
	年齢	率
	60歳	18.9417
	61歳	18.6337
	62歳	18.3364
	63歳	18.0511
	64歳	17.7793
	65歳以上	17.5227

(例) 仮想個人勘定残高100万円の方の場合

年金の種類	年金額 (年額)	年金額 (総額)
5年確定年金	213,100円	1,065,500円
10年確定年金	113,100円	1,131,000円
15年確定年金	80,000円	1,200,000円
20年確定年金	63,500円	1,270,000円
20年保証終身年金 60歳から支給開始	52,800円	

※ 20年保証終身年金は次の方のみ選択できます。

- ①退職により資格を喪失した喪失時年齢が60歳以上の方
- ②65歳到達により資格を喪失した方

※ 年齢に1歳未満の端数が生じたときの率

A歳B月の率=A歳の率+{(A+1)歳の率-A歳の率}×B÷12
(小数点以下第4位未満四捨五入)

4. 給付の概要

● 終身リスク

- ◆ 20年保証終身年金は、平均余命前に亡くなった場合や保証期間の途中で一時金を選択した場合等に受給した年金と一時金の総額が確定年金と比べて低くなる可能性があります。

(例) 仮想個人勘定残高100万円の方が60歳から年金を受給し、70歳で一時金を選択した場合の一時金額

年金の種類	年金額×10年 (A)	選択一時金額 (B)	(A) + (B)
20年確定年金	635,000円	561,600円	1,196,600円
20年保証終身年金	528,000円	466,900円	994,900円

● 選択一時金（支給開始後）

- ◆ 年金の支給開始から5年が経過すると、その後の年金に代えて一時金を選択することができるようになります。
- ◆ 第1年金の年金額 × 残りの保証期間に応じた所定の率
+
第2年金の年金額 × 残りの保証期間に応じた所定の率
- ◆ 年金の支給開始から5年が経過していなくても、次のいずれかに該当する場合は一時金を選択することができます。
 - ① 受給権者またはその属する世帯の生計を主として維持する方が災害により財産に著しい損害を受けたこと
 - ② 受給権者がその債務を弁済することが困難であること
 - ③ 受給権者が心身に重大な障害を受けたこと または 長期間入院したこと
 - ④ その他①～③に準ずる事情があること

4. 給付の概要

(4) 遺族給付金

● 受給権者

◆ 次のいずれかに該当する方が亡くなったときは、その方の遺族は「遺族給付金」として一時金を受けられます。

- ① 加入者期間3年以上で加入中に亡くなった方
- ② 脱退一時金・老齢給付金を繰下げ中の方
- ③ 老齢給付金（年金）を受給中の方（終身年金を受給中の方の場合は、20年の保証期間が終了していない方に限る）

◆ 脱退一時金・老齢給付金の受給権がありながら、請求することなく亡くなった方の遺族は未支給の給付を受ける権利があります。

（例）加入者期間3年以上10年未満の方が退職してすぐに、脱退一時金を請求することなく亡くなった場合、遺族は脱退一時金の未支給の給付を受ける権利があります。

● 遺族の範囲

◆ 遺族給付金を受けられる遺族の範囲及び順位は次のとおりです（同じ数字の中では先に掲げた続柄の順位が上です）。

- ① 配偶者（婚姻の届出をしていない、事実上の配偶者を含む）
- ② 子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、死亡時に亡くなった方と生計を同じくしていた方
- ③ 子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹であって、死亡時に亡くなった方と生計を同じくしていなかった方
- ④ 死亡時に主として亡くなった方の収入によって生計を維持していたその他の親族

◆ 遺族給付金の支給を受けられる同順位の遺族が2人以上いるときは、その1人がした遺族給付金の支給の請求は、全員のためにその全額についてしたものとみなし、請求をしたその1人に対する遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなします。

4. 給付の概要

● 遺族給付金（一時金）

◆ 〈加入中・繰下げ中の方が亡くなったとき〉

第1年金の仮想個人勘定残高 + 第2年金の仮想個人勘定残高

◆ 〈受給中の方が亡くなったとき〉

第1年金の年金額 × 残りの保証期間に応じた所定の率
+

第2年金の年金額 × 残りの保証期間に応じた所定の率

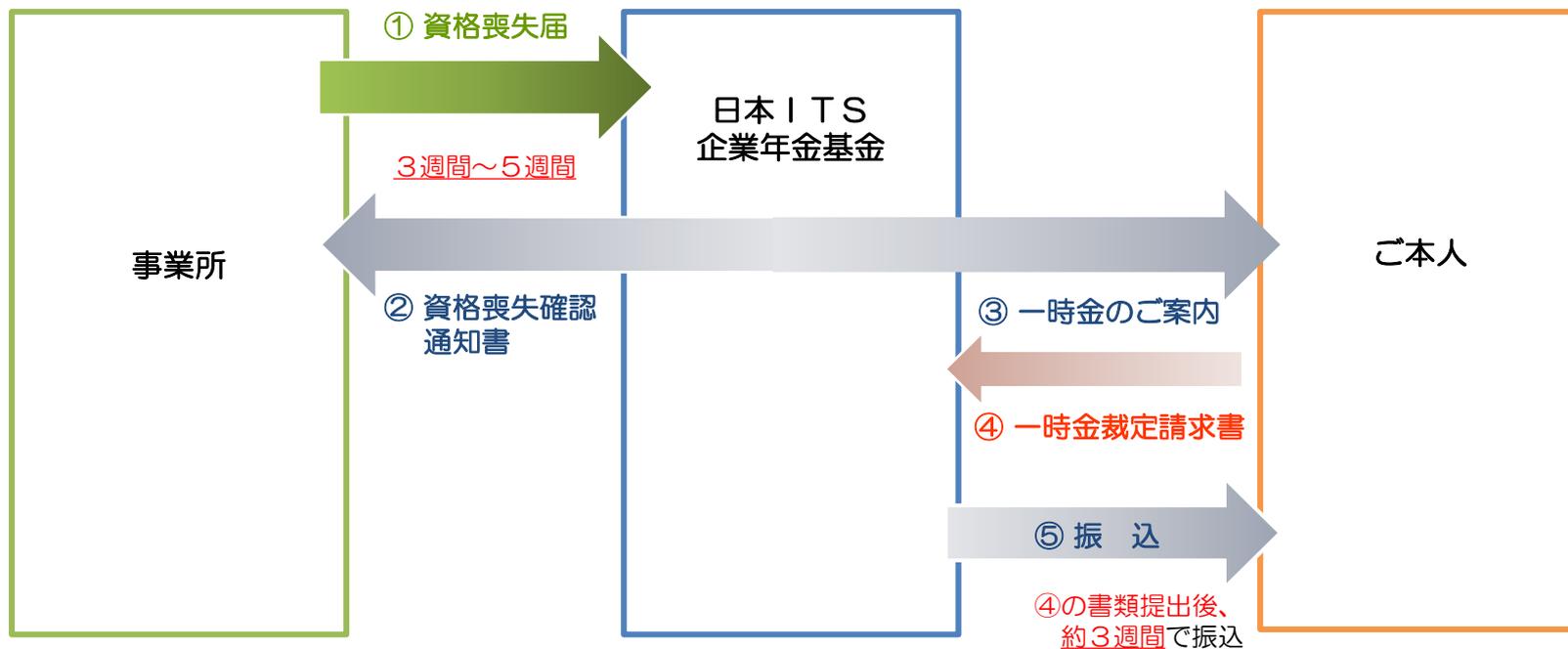
※仮想個人勘定残高に100円未満の端数がある場合は100円に切り上げます。

※加入者期間の全期間が産休・育休中で基準給与が0円の場合、仮想個人勘定残高は100円とします。

4. 給付の概要

(5) 退職から請求までの流れ

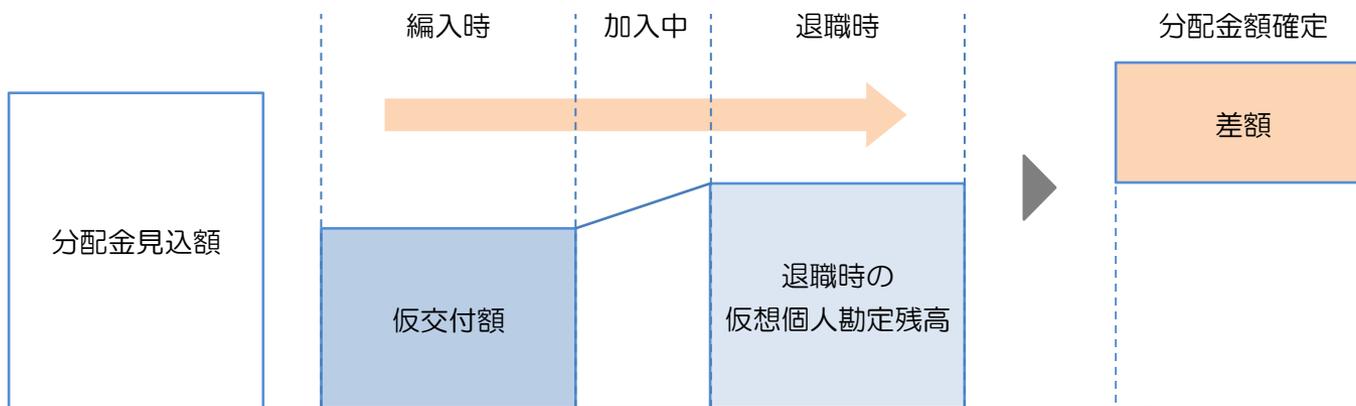
- (例) 資格喪失時に一時金を請求する場合



4. 給付の概要

(6) 関東ITS厚生年金基金の分配金の「仮交付」について

- 関東ITS厚生年金基金の解散時に加入員だった方がそのまま第1年金の加入者になる場合、厚生年金基金の分配金を第1年金の仮想個人勘定残高に持ち込むことになります。
- しかし、分配金額の確定まで解散から1年6ヶ月～2年程度の時間を要するため、まず分配金の見込額の6割を持ち込み（「仮交付」）、確定後に差額を持ち込みます。
- したがって、分配金額の確定までに資格を喪失した方が給付を請求した場合、まず「仮交付」に基づく額の支給を受け、確定後に差額の支給を受けることになります（対象者には分配金額の確定後に当基金からご連絡します）。



5. 福祉事業

(1) ライフプランセミナー

- 当基金の加入者及びその配偶者を対象として、世代別やシチュエーション別の「ライフプランセミナー」を開催しています。メール配信やホームページで告知しますので、加入者の皆様にお知らせください。

(2) その他のセミナー

- 「年金事務所職員による個別年金相談」「公的年金セミナー」「お金とほけんの話し」「介護セミナー」等、各種セミナーを開催しています。同じくメール配信やホームページで告知しますので、加入者の皆様にお知らせください。

(3) 結婚式場の割引利用

- 当基金の加入者及びそのご家族は、下記の結婚式場を割引料金でご利用いただけます。割引料金や特典については、各契約結婚式場により異なります。結婚式場に直接お問い合わせください。

契約結婚式場一覧	
ホテル椿山荘東京	ベルヴィ武蔵野
八芳園	新大阪江坂東急イン
ホテルメトロポリタン	徳島東急イン

日本ITソフトウェア企業年金基金

〒107-0052

港区赤坂6-4-2 赤坂MSビル3階

電話：03-5114-5517（代表）